

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案要綱

一 基本理念の改正

サイバーセキュリティに関する施策の推進において、国民生活及び経済活動の基盤の機能の維持のほか、個人情報その他の情報の漏えい、滅失又は毀損の防止にも特に意を用いなければならないものとする。

(第三条第二項及び第三項関係)

二 サイバーセキュリティ戦略に定める事項の拡充等

その取扱いに特に配慮を要する個人情報を業務上保有する者として政令で定めるものを「重要社会基盤事業者等」に加えるものとともに、現行では「重要社会基盤事業者等」として規定されている地方公共団体について、「重要社会基盤事業者等」とは別に個別に明記するものとする。

(第十二条第二項第三号等関係)

三 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保の強化

1 現行では国の行政機関及び独立行政法人とされているサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定の対象を国の行政機関及び特定法人(独立行政法人、特殊法人その他これらに準ずる法人であつて

政令で定めるものをいう。以下同じ。）とするものとする。

2 現行では国の行政機関とされている情報システムに対する不正な活動の監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する演習及び訓練の対象を国の行政機関及び特定法人とするものとする。

3 国は、国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保に必要な施策を講ずる場合において、国の行政機関及び特定法人の業務の継続のほか、個人情報その他の情報の漏えい、滅失又は毀損の防止にも特に意を用いなければならないものとする。

(第十三条関係)

四 地方公共団体及び重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関する指針の策定

国は、地方公共団体及び重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関する指針を策定するものとする。

(第十四条関係)

五 サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務の拡充等

1 現行では国の行政機関及び独立行政法人とされているサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価等の推進の対象を国の行政機関及び特定法人とするものとする。

2 現行では国の行政機関とされているサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価の対象を国の行政機関及び特定法人とするとともに、業務の遂行に支障を及ぼす事象のほか個人情報漏えいを伴う事象であつて重大なものがサイバーセキュリティに関する重大な事象に含まれることを明記するものとする。

3 サイバーセキュリティ戦略本部は、サイバーセキュリティに関し地方公共団体及び重要社会基盤事業者等が講ずる対策に関する指針の策定に関することをつかさどるものとする。

4 サイバーセキュリティ戦略本部は、地方公共団体及び重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成状況等並びに地方公共団体及び重要社会基盤事業者等で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する措置の実施状況等の把握のための調査に関することをつかさどるものとする。サイバーセキュリティ戦略本部長は、その調査に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができるものとする。

(第二十五条第一項及び第二十七条第三項関係)

六 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則関係)

2 その他所要の規定の整備を行うものとする。